

補助対象となる活動及び経費の事例(クラブ用)

補助対象経費	活動内容の事例	助成対象となる経費の事例	助成対象にならない経費の事例
友愛訪問活動	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問 ・会員宅への見守り活動(対面・電話・郵便) ・喜寿、米寿等の御祝訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時の飲料水 ・防寒具 ・消耗品(マスク・除菌シート等消毒用品、文房具等) ・広告やチラシの作成費、資料印刷代 ・全国老人クラブ連合会の「老人クラブ団体賠償責任保険」(老人クラブの団体単位で加入し、老人クラブ活動中に他人の物を壊してしまった場合や他人にケガをさせてしまった場合の損害賠償保険)等 ・電話代 ・郵便代 ・訪問時の少額の手土産(お弁当や赤飯、お菓子等1人あたり500円程度のもの) 	
清掃奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や地域周辺の清掃活動 ・地域の花壇の手入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時の飲料水 ・防寒具 ・消耗品(マスク・除菌シート等消毒用品、文房具等) ・広告やチラシの作成費、資料印刷代 ・全国老人クラブ連合会の「老人クラブ団体賠償責任保険」(老人クラブの団体単位で加入し、老人クラブ活動中に他人の物を壊してしまった場合や他人にケガをさせてしまった場合の損害賠償保険)等 ・郵便代 ・清掃、剪定関連用具(雑巾、ほうき、軍手、ごみ袋等) ・植栽関連のもの(花苗、種、土、肥料等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる娯楽事業(親睦会や旅行、忘年会等)及びそれらに供する旅費・飲食費(活動後の喫茶店での飲食代等) ・老人クラブ、友愛クラブ連合会以外が行う事業に係る経費
地域見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども見守り活動 ・地域の防災・防犯活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時の飲料水 ・防寒具 ・消耗品(マスク・除菌シート等消毒用品、文房具等) ・広告やチラシの作成費、資料印刷代 ・全国老人クラブ連合会の「老人クラブ団体賠償責任保険」(老人クラブの団体単位で加入し、老人クラブ活動中に他人の物を壊してしまった場合や他人にケガをさせてしまった場合の損害賠償保険)等 ・郵便代 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入場料 ・会員本人がケガをした場合に備える傷害保険(全国老人クラブ連合会の傷害保険)等 ・個人への利益となるもの(個人への参加賞、記念品、商品券・金券等) ・会員への報酬 ・各種活動における会員の昼食代、茶菓代 ・慶弔費 ・社会福祉協議会等団体の会費 ・地域団体への助成金 ・役員報酬 ・退会慰労金
教養講座開催事業	各種学習活動、研修	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時の飲料水 ・消耗品(マスク・除菌シート等消毒用品、文房具等) ・広告やチラシの作成費、資料印刷代 ・全国老人クラブ連合会の「老人クラブ団体賠償責任保険」(老人クラブの団体単位で加入し、老人クラブ活動中に他人の物を壊してしまった場合や他人にケガをさせてしまった場合の損害賠償保険)等 ・郵便代 ・会場使用料 ・講師謝礼 ・道具代(こま、お手玉等教養講座開催に係るもの) ・材料費(料理教室や食堂等開催による食材や遊具材料費等) ・府老連、友愛クラブ連合会の講習会に参加するための旅費 ・イベントの会場設営を外部業者に委託する場合の委託料 ・図書、定期購読の新聞冊子類(クラブで活用するものに限る。) ・会員外の方にお出しするお弁当、茶菓子 ・会員外の方が活動を手伝う時の報酬 	

補助対象経費	活動内容の事例	助成対象となる経費の事例	助成対象にならない経費の事例
スポーツ活動	各種スポーツ(ゲートボール、グラウンドゴルフ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時の飲料水 ・防寒具 ・消耗品(マスク・除菌シート等消毒用品、文房具等) ・広告やチラシの作成費、資料印刷代 ・全国老人クラブ連合会の「老人クラブ団体賠償責任保険」(老人クラブの団体単位で加入し、老人クラブ活動中に他人の物を壊してしまった場合や他人にケガをさせてしまった場合の損害賠償保険)等 ・郵便代 ・会場使用料 ・講師謝礼 ・優勝トロフィー、クラブにおける表彰状(個人に帰属しないもの) ・スポーツ用品(個人に帰属しないもの) ・会員外の方にお出しするお弁当、茶菓子 ・会員外の方が活動を手伝う時の報酬 ・イベントの会場設営を外部業者に委託する場合の委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる娯楽事業(親睦会や旅行、忘年会等)及びそれらに供する旅費・飲食費 ・老人クラブ、友愛クラブ連合会以外が行う事業に係る経費 ・施設入場料 ・会員本人がケガをした場合に備える傷害保険(全国老人クラブ連合会の傷害保険)等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動 ・ボランティア活動 ・多世代の居場所づくり ・世代間交流 ・会報誌作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時の飲料水 ・防寒具 ・消耗品(マスク・除菌シート等消毒用品、文房具等) ・広告やチラシの作成費、資料印刷代 ・全国老人クラブ連合会の「老人クラブ団体賠償責任保険」(老人クラブの団体単位で加入し、老人クラブ活動中に他人の物を壊してしまった場合や他人にケガをさせてしまった場合の損害賠償保険)等 ・郵便代 ・会場使用料 ・講師謝礼 ・道具代(こま、お手玉等) ・材料費(料理教室や食堂等開催による食材や遊具材料費等) ・府老連、友愛クラブ連合会の講習会に参加するための旅費 ・イベントの会場設営を外部業者に委託する場合の委託料 ・会員外の方にお出しするお弁当、茶菓子 ・会員外の方が活動を手伝う時の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人への利益となるもの(個人への参加賞、記念品、商品券・金券等) ・会員への報酬 ・各種活動における会員の昼食代、茶菓代 ・慶弔費 ・社会福祉協議会の会費 ・地域団体への助成金 ・役員報酬 ・退会慰労金